

(別紙) リスク分担表

No.	段階	リスクの種類	リスク内容	発生原因	リスクの考え方	広陵町	事業者
1	入札公告から入札段階	実施方針等リスク	実施方針等、入札書類の記載の誤りに関するもの	町	実施方針等、入札書類は町の責任で作成・配布する資料であることから、町がリスクを負担する。	○	
2			内容の変更に関するもの	町	町の指示により事業内容や用途を変更する場合は、町がリスクを負担する。	○	
3		入札リスク	応募費用の負担に関するもの	事業者	応募費用は入札に参加する事業者が負担する。		○
4		契約リスク	事業者と契約が結べない、または契約手続に時間がかかる場合	町事業者	契約手続は町と事業者の双方の責任において行われるべきものであり、その不調によるリスクのうち町にかかった費用は町が、事業者にかかった費用は事業者がそれぞれ負担する。	○	○
5		政治関連リスク	法制度・法令変更リスク	法制度	事業者において、企業努力によって費用を吸収することができない場合、町が負担する。	○	
6			許認可リスク	法制度	事業者において、企業努力によって費用を吸収することができない場合、町が負担する。	○	
7				町	町の責によるものであり、町が負担する。	○	
8				事業者	事業者の責によるものであり、事業者が負担する。		○
9				事業者	事業者の責によるものであり、事業者が負担する。		○
10			税制リスク	法制度	法人税は事業者収益活動に対して係る税金であることから、事業者が負担する。		○
11				法制度	事業者に支払うべき消費税は町が負担する。	○	
12				法制度	その他一般的な税制変更については、本事業のみならず対応が必要なものであることから事業者が負担する。		○
13			政治リスク	町	事業者の裁量外にあるため、町が負担する。	○	
14		社会リスク	住民問題リスク	町	事業者の裁量外にあるため、実施主体である町が負担する。	○	
15				事業者	事業者の裁量により対応すべきものであり、事業者が負担する。		○
16			環境問題リスク	事業者	事業者が実施する業務に起因するものであるため、事業者がリスクを負担する。		○
17				町	事業者の裁量外にあるため、町が負担する。	○	
18			第三者賠償リスク	事業者	事業者の裁量により対応すべきものであり、事業者が負担する。		○
19				事業者	事業者の裁量により対応すべきものであり、事業者が負担する。		○
20				事業者	事業者の裁量により対応すべきものであり、事業者が負担する。		○
21				町	町の裁量により対応すべきものであり、町が負担する。	○	
22		債務不履行リスク	民間事業者債務不履行リスク	事業者	事業者の責によるものであり、事業者が負担する。		○
23				事業者	事業者の責によるものであり、事業者が負担する。		○
24				事業者	事業者の責によるものであり、事業者が負担する。		○
25				事業者	事業者の責によるものであり、事業者が負担する。		○
26			公共債務不履行リスク	町	町の責によるものであり、町が負担する。	○	
27		資金調達リスク		町	事業者の裁量外にあるため、町が負担する。	○	
28				事業者	事業者の裁量により対応すべきものであり、事業者が負担する。		○
29		不可抗力リスク	暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象のうち通常の予見可能な範囲外のもの	不可抗力	天災等で町と事業者のいずれの責めに帰することができないものによる損害が確認されたときは、損害の額及び当該損害の取片付けに要する費用の額の内、請負代金の1%までは事業者が負担し、それを超える損害については町が負担する。	○	△

30		物価変動リスク	インフレ・デフレ	その他	町が定めるスライド条項等の規定に基づき、指定の範囲内までは事業者が負担し、それ以上は町が負担する。	○	△
----	--	---------	----------	-----	---	---	---

No.	段階	リスクの種類		リスク内容	発生原因	リスクの考え方	広陵町	事業者
31	実施設計段階	計画設計リスク	事業者責任リスク	事業者の発注による各種契約の締結、内容変更に関するもの	事業者	事業者の裁量により対応すべきものであり、事業者が負担する。		○
32				建築確認の指摘事項に係る工事費の増加分	事業者	事業者の裁量により対応すべきものであり、事業者が負担する。		○
33			測量・調査リスク	町が実施した地形・地質等調査に関するもの	町	事業者の裁量外にあるため、町が負担する。	○	
34				事業者が実施した地形・地質等調査に関するもの	事業者	事業者の裁量により対応すべきものであり、事業者が負担する。		○
35			設計リスク	町の提示条件、指示の不備・変更による設計変更	町	町の責によるものであり、町が負担する。(ただし、変更による工事費増は、事業者から設計の見直し等の提案による減額分により吸収する前提とする。)	○	△
36				事業者の発注の際の指示、判断の不備による設計変更	事業者	事業者の責によるものであり、事業者が負担する。		○
37	工事段階	工事リスク	地質障害リスク	町があらかじめ把握している事業用地についての情報として提示した資料から合理的に想定できなかった地質障害、地中障害物等	町	事業者の裁量外にあるため、町が負担する。	○	
38			工事遅延リスク	事業者が行う造成工事の不備・瑕疵に起因するもの	事業者	事業者の裁量により対応すべきものであり、事業者が負担する。		○
39				町の事由による工事完了の遅延	町	町の責によるものであり、町が負担する。	○	
40				上記以外の事由による工事完了の遅延	事業者	事業者の裁量により対応すべきものであり、事業者が負担する。		○
41			工事監理リスク	工事監理に関するリスク	事業者	事業者の裁量により対応すべきものであり、事業者が負担する。		○
42			町発注の関連事業及び備品等納品遅延リスク	町が行う関連事業及び備品等の納品遅延に起因するもの	町	町の責によるものであり、町が負担する。	○	
43				事業者が設置する備品等の納品遅延に起因するもの	事業者	事業者の裁量により対応すべきものであり、事業者が負担する。		○
44				町の指示による工事費の増大・予算超過	町	町の責によるものであり、町が負担する。(ただし、変更による工事費増は、事業者から設計の見直し等の提案による減額分により吸収する前提とする)	○	△
45			工事費用増大リスク	上記以外の事由による工事費の増大・予算超過	事業者	事業者の裁量により対応すべきものであり、事業者が負担する。		○
46				性能リスク	要求水準未達	事業者	事業者の裁量により対応すべきものであり、事業者が負担する。	○
47				施設損傷リスク	使用前に工事目的物・関連工事に生じた障害	事業者	事業者の裁量により対応すべきものであり、事業者が負担する。	○